【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成29年10月3日

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint,inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小田玄紀

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03 - 6303 - 0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部IR担当 山 内 佳 子

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03 - 6303 - 0280

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 30,000,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額)

6,402,000,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払 込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性 があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が 行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株 予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合 算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	6,000,000個(新株予約権1個につき1株)
 発行価額の総額	30,000,000円
	 新株予約権1個につき5円 (新株予約権の目的である株式1株につき5円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年10月19日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山1丁目5番4号
払込期日	平成29年10月19日(木)
割当日	平成29年10月19日(木)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門1丁目4番2号

- (注) 1 . 第9回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)については、平成29年10月3日付の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等の特質	1 . 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に正載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2 . 行使価額の修正基準本新株予約権の行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2 . 行使価額の修正基準本新株予約権の行使価額は、割当日の翌々取引日(以下に定義する。)に初回の修正がされ、以後割当日の翌々取引日(以下に定義する。)から起算して5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌々取引日)(当日を含む。)から起算して5価格算定目日の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。4 . 行使価額の下限に対すの価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。 3 . 行使価額の下限 「特別の規定を準用して調整される。 4 . 行使価額の下限 「下限行使価額により本系株予約権は当該事由を勘案して対でもある。) (表額) 欄第4項の規定を準用して調整される。 5 . 割当株式数の上限6,000,000株(発行済株式総数(平成29年9月1日現在)に対する割合は11.88%) 6 . 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 . 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。)
新株予約権の目的 となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株 式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は6,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数 を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 2.本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,062円とする。
- 3. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌々取引日に初回の修正がされ、以後割当日の翌々取引日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

新株予約権の行使時の払込 金額

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の 適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを 発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を 下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは 新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場 合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約 権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価 額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみ なして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権 又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌 日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合 は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使 に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権 若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定 していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されてい る取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券 又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普 通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するも のとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付 社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時 価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額 は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額 -調整後行使価額) 調整前行使価額により当該期間内に 交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に		
	は、当社は、必要な行使価額の調整を行う。		
	株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分		
	割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とす		
	るとき。		
	その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発		
	生により行使価額の調整を必要とするとき。		
	 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づ		
	く調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事		
	る影響を考慮する必要があるとき。		
	(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初		
	めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当		
	社は、必要な調整を行う。		
	(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うとき		
	は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前		
	行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、		
	適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項		
	第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができな		
	いときは、適用の日以降速やかにこれを行う。		
	6,402,000,000円 (注)		
新株予約権の行使により株	(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価		
式を発行する場合の株式の	額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行す		
発行価額の総額	る場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予		
	約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に		
	より株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。		
	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格		
	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求		
	に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係		
	る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的とな		
	る株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とす		
新株予約権の行使により株	ა .		
式を発行する場合の株式の	2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本		
発行価格及び資本組入額	準備金		
	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本		
	金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限		
	度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数		
	を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を		
	減じた額を増加する資本準備金の額とする。		
	1 . 本新株予約権の行使期間		
	平成29年10月20日(当日を含む。)から平成30年1月30日(当日を含む。)までと		
	する。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事		
	由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日		
	のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。		
	2.市場混乱事由		
 新株予約権の行使期間	市場混乱事由とは、以下の事由をいう。		
5 3 m3 m 13 12/01-3	(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合		
	(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所に		
	おいて取引約定が全くない場合)		
	(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ス		
	(3) 当社自通休式の自通収引が収引所の定める休労の時間の耐限値幅の下限(入 トップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比		
	1/31110.77(ヘトンノ110.77)(単たしにかロかにかいがわりないものとする。)		

	13114114237
新株予約権の行使請求の受 付場所、取次場所及び払込 取扱場所	 1.本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2.行使請求の取次場所 該当事項なし。 3.行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門1丁目4番2号
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する 事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4)本スキームの特徴」及び「(5)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本資金調達方法」といいます。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本資金調達方法によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達方法を採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社は、グループ全体で「エネルギー関連事業」、「自動車関連事業」、「金融関連事業」、「旅行関連事業」と、主に4つ領域において事業を展開しております。

エネルギー関連事業としては、平成27年3月期第3四半期より電力売買事業を開始し、平成27年12月には小売電気事業者として経済産業省資源エネルギー庁に登録されました。平成28年2月から主に高圧需要家を対象として東京電力管内にて電力小売供給を開始し、中部、関西、東北と供給エリアを拡大し、当第1四半期より、中国電力、四国電力、九州電力管内とさらなる供給エリアの拡大を実現しました。また、前事業年度から注力してきた代理店施策が奏功し、電力需給契約件数及び契約電力量は飛躍的に伸長しております。当社は、引き続き当社がターゲットとする顧客層と省エネ等で接点を有する事業者等を積極的に代理店として活用し又は販売提携する等により販売チャネルの開拓に注力するとともに、電力需要家からの契約獲得を効率的に推進し、売上高を拡大していく計画であり、電力事業代理店数の進捗に比例した需要家のより一層の獲得とさらなる売上高の拡大を見込んでおります。

他方で、電力売買事業は、電力会社からの常時バックアップ供給等のほか、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)を通じて電力の調達を行っていますが、JEPXに対する電力調達代金の支払決済が電力調達日の翌々営業日であるのに対し、電力需要家からの電力利用料の入金決済が利用月の翌月末日となっていることから、財務的にも安定した電力小売供給を継続するためには最大で2ヶ月分の電力調達資金を確保する必要があり、電力売買事業の売上高を順調に拡大させるためにも、電力調達用資金を前もって計画的に確保することが肝要であると考えております。

また、金融関連事業としては、平成28年3月3日付で、仮想通貨交換所・取引所の運営をはじめとするフィンテック(FinTech:「金融」と「テクノロジー」の融合)関連事業を推進することを目的に、株式会社ビットポイント(現、株式会社ビットポイントジャパン(本社:東京都目黒区東山1丁目5番4号 代表取締役:小田玄紀))(以下「ビットポイントジャパン」といいます。)を子会社として設立しました。

ビットポイントジャパンでは、資金決済に関する法律(以下、「資金決済法」といいます。)上の仮想通 貨交換業者として仮想通貨交換所・取引所を運営し、仮想通貨交換業のほか、仮想通貨レバレッジ取引、仮 想通貨FX取引、仮想通貨送受金サービス等の提供を行っております。

平成29年4月1日に改正資金決済法等仮想通貨関連法令が施行され、消費税法施行令の改正により同年7月1日から仮想通貨の譲渡に係る消費税が非課税となる等の法整備を背景に、今年は「仮想通貨元年」と称され、日本における仮想通貨取引市場への注目度の向上に比例して需要が急伸しております。このような状況下、ビットポイントジャパンにおいては、複数の業務提携を実現し、海外進出を果たすとともに口座開設数を堅調に伸ばし、リクイディティ・プール機能を有する新取引所システムへの移行、仮想通貨FX取引の24時間365日提供開始等のサービス強化に努めたことから、急速に売上げを伸ばしております。

ビットポイントジャパンは、安全・安心な仮想通貨取引所として国内外より多くの支持を得ておりますが、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引を、利用者にとって利便性が高く、かつセキュリティーが保たれた環境によるプラットフォームの提供を継続するため、今後も、第三者サービスとの連携を含めたサービスメニューの拡充、さらなるセキュリティーの強化に努め、確固たる基盤を形成すると共に、「BITPoint Global」ブランドによる海外展開を積極的に推進していく計画です。

他方で、仮想通貨取引所の運営については、顧客からの注文に対して外部の仮想通貨取引所から仮想通貨をより有利な条件での調達を実現することでさらなる収益の改善が期待できます。一般的に仮想通貨取引所は、取引に際し一定額の証拠金の預け入れが必要となりますが、金融庁は仮想通貨交換業者に対し顧客資産の分別管理を義務付けているため、他の仮想通貨取引所に対して顧客から預かった現預金を充当することはできません。そのため、他の仮想通貨取引所から仮想通貨の調達を行うためには自己資金で証拠金を手当する必要があり、取引量の増加が想定される中、機動的に仮想通貨を調達し、安定的に取引所を運営し、収益を確保するには、潤沢な資金確保が不可欠であると考えます。

当社は、旅行関連事業として、平成28年8月10日付で、トラベル&アコモデーション事業を推進することを目的に、株式会社ジャービス(本社:東京都目黒区東山1丁目5番4号 代表取締役:安藤健志)(以下「ジャービス」といいます。)を子会社として設立しました。

ジャービスでは、インバウンド需要の増加に対応するために、宿泊施設の企画・開発・設計等を事業として手掛けております。原則としては投資家が開発資金を拠出し、ジャービスは開発報酬及び運用報酬を課金するビジネスモデルになりますが、一部の開発物件については自社で資金拠出を担うことでより有利な条件で参画することが可能となります。

現時点において、2020年までに札幌、東京、大阪、福岡、沖縄を中心に、自社ブランドの施設4棟、外資系ホテルを含む他社ブランドのホテル、カプセルホテル等の企画開発・運営を6棟、という計画を発表しており、引き続き、全国主要都市を中心に、時代即応型のスマートホテルの企画・開発・運営受託を推進する予定です。

以上の通り、今後も当社グループが継続的な黒字幅拡大を実現し、安定的な成長軌道を歩むには、当社の 事業基盤の強化、並びにグループ会社における業容拡大及びサービスの拡充をこれまで以上に迅速に実行し ていくことが肝要であると判断しております。当該事業計画を踏まえ、当社は、エネルギー関連事業の収益 拡大を企図し、金融関連事業・旅行関連事業における業容・収益面の拡大、さらなる株主利益の最大化及び 企業価値の向上に資するため、本日付の当社取締役会において、本新株予約権の発行を決議しました。

なお、平成28年6月に発行した新株予約権の資金につきましては、既に2,205百万円を充当しており、未行使分は20百万円となっております。下記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の通り、前回の調達資金の使途に追加して、資金需要が発生しております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、本新株予約権の割当予定先であるEVO FUND(以下、「割当予定先」といいます。)との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その47価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。47という日数は、9価格算定期間に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その22価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「前半コミット期間」といいます。)に、2,400,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。22という日数は、4価格算定期間に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年12月27日(本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して47価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成29年11月21日(本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して22価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。 < コミット条項の消滅 >

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の払込期日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を 行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の割当日の翌々取引日に初回の修正がされ、以後割当日の翌々取引日(当日を含みます。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を9%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は当初584円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1)資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、割当予定先から本新株予約権による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、下記「(4)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本資金調達方法が下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本資金調達方法を採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本新株予約権により行う本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式数6,000,000株)は、原則として平成29年12月27日までに全部行使(全部コミット)されます。

時期に応じた資金調達

本新株予約権について、全部コミットに加え、原則として平成29年11月21日までに、本新株予約権の40%(対象となる普通株式数2,400,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,000,000株で固定されており、株価動向に係わらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定 先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流 動性も鑑みると、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を 募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって 調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

- 2.企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容該当事項はありません。
- 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と の間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2)資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結いたします。

- 4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項はありません。
- 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項 該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予 約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権の新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の 規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定 める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
6,402,000,000	6,500,000	6,395,500,000	

- (注) 1 . 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(30,000,000円)に本新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額(6,372,000,000円)を合算した金額であります。
 - 2.払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
 - 3.発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
 - 4.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計 6,395,500,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
(エネルギー関連事業)電力売買事業の電力調達増加対応資金	3,395	平成30年 1 月 ~ 平成31年 1 月
(金融関連事業)仮想通貨調達資金	2,000	平成29年10月~ 平成31年 3 月
(金融関連事業)仮想通貨取引事業のシステム追加開発資金	300	平成29年10月~ 平成30年 9 月
(旅行関連事業)宿泊施設の開発資金	500	平成29年10月~ 平成31年 3 月
(その他)経営管理及び内部統制の体制強化資金	200	平成29年10月 ~ 平成31年 9 月
合 計	6,395	

(注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。なお、調達資金が不足した場合には、、、、、、の順序でこれを充当するとともに、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定であり、超過した場合には及びの資金として利用することを想定しております。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、この点は許容可能と判断しております。

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。

a)エネルギー関連事業

電力売買事業の電力調達増加対応資金

当社は、平成27年3月期第3四半期より電力売買事業を開始し、平成27年12月には小売電気事業者として経済産業省資源エネルギー庁に登録され、平成28年2月から主に高圧需要家を対象として電力小売供給を行っております。

当社では、平成30年3月期における電力売買事業について、当社がターゲットとする顧客層と省エネ等で接点を有する事業者等を積極的に代理店として活用し又は販売提携する等により販売チャネルの開拓に注力するとともに、電力需要家からの契約獲得を効率的に推進し、売上高を拡大していく計画です。

電力売買事業では、電力会社からの常時バックアップ供給等のほか、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)を通じて電力の調達を行っていますが、JEPXに対する電力調達代金の支払決済が電力調達日の翌々営業日であるのに対し、電力需要家からの電力利用料の入金決済が利用月の翌月末日となっていることから、財務的にも安定した電力小売供給を継続するためには最大で2ヶ月分の電力調達資金を確保する必要があります。JEPXに対して、取引量に応じた保証金を積んでおく必要があり、また気温が予想外又は大幅に変動する際にはJEPX調達単価が高騰するため、こうした際の電力調達に対応するには通常時の150%~200%の資金を確保しておかないと、電気量の不足が発生した場合に、JPEXから調達できず、電力会社が補給する不足分について、JPEX調達単価よりも割高な電気料金を支払う必要が出てきます。このため、電力売買事業の売上高を順調に拡大させるためにも、電力調達用資金を前もって計画的に確保することが重要です。

現状では当社の電力事業代理店が拡大したこともあり、需要家のより一層の拡大が期待され、さらなる売上高の拡大を見込んでおります。平成28年7月11日~15日に発行した第三者割当増資による資金調達にて200百万円、平成28年6月23日に発行した新株予約権にて1,450百万円の資金を本件資金需要に充てる計画をしておりましたが、既にそれぞれ200百万円、1,450百万円を充当しており、今後さらなる需要家の拡大に応えるためにも追加的な資金確保が必要だと判断しました。

そこで、調達資金のうち約3,395百万円を、電力売買事業における売上拡大に伴う電力調達の増加対応資金に充当する予定です。なお、現状の電力調達は月間平均500百万円ほどでありますが、本新株予約権の発行による資金調達により、前回調達分と合わせて電力売買事業で、平成31年3月末までに平均月間1,500~2,000百万円の電力調達を実現することができると考えております。

b) 金融関連事業

仮想通貨取引事業の仮想通貨調達資金

当社は、平成28年3月3日付で、仮想通貨交換所・取引所の運営をはじめとするフィンテック(FinTech:「金融」と「テクノロジー」の融合)関連事業を推進することを目的に、株式会社ビットポイント(現株式会社ビットポイントジャパン(本社:東京都目黒区東山1丁目5番4号 代表取締役:小田玄紀))(以下「ビットポイントジャパン」といいます。)を子会社として設立しました。

当社では、世界的にフィンテック領域の事業環境が拡大しつつある中において、経営陣の知見、人的ネットワーク等を活用した、新しい金融サービスを開発し提供することを、金融関連事業として推進する計画です。ビットポイントジャパンでは、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引を、利用者にとって利便性が高く、かつセキュリティーが保たれた環境で実現するためのプラットフォームを運営しており、現在国内外より多くの支持を得て事業は順調に推移しています。

ビットポイントジャパンでは、顧客からの買い注文数量に対して売り注文数量を自社取引所内で相殺してい ますが、取引量が大幅に増加している現在においては買い注文数量の割合が高く、カバー取引のため、外部の 仮想通貨取引所から仮想通貨を調達する必要があります。また、仮想通貨の価格は取引所によって異なり、特 に海外の仮想通貨取引所は当社の仮想通貨価格と乖離が生じることがしばしばあります。そこで、自社で仮想 通貨取引所を運営するにあたり、顧客からの現物取引の買注文に係る仮想通貨の調達は、事前に外部の仮想通 貨取引所へ買付資金を預入れておく必要があり、また、証拠金取引(レバレッジ取引)に係るヘッジ取引は、 事前に外部の仮想通貨取引所へ証拠金を差し入れておく必要があります。また、複数社の外部の仮想通貨取引 所へ事前に資金を預入れておくことにより、相場状況に応じて、より有利な条件で仮想通貨を調達できる外部 の仮想通貨取引所を利用することにより、より高い収益性の追求が期待できます。一般的に仮想通貨取引所は 完全前受金制を採用しているため、現物取引用の買付資金と証拠金取引用の証拠金を一定額を積んでおくこと で取引ができますが、仮想通貨関連法は仮想通貨交換事業者に対して顧客資産の分別管理を義務付けており、 他の仮想通貨取引所に対して顧客から預かった現預金を使用することができません。そのため、他の仮想通貨 取引所から仮想通貨の調達を行い、かつ証拠金取引をヘッジするためには、自己資金を事前に預入れる必要が あります。今後、ビットポイントジャパンにおける取引量の拡大に対応しつつ、適切なカバー取引を行うため に既存のカバー先3社へ預入金の積み増しを行い、また、より一層の流動性を確保するため、既存のカバー先 に加え、新規に2社をカバー先に加える事を想定しております。

取引状況に応じて他の取引所へ預入れるための手元運用資金(400百万円)、他の取引所に預入済の現物買付決済資金(150百万円)及び証拠金(50百万円)の計600百万円を積み立てておりますが、平成31年3月末までに、上記のとおりこれらをさらに積み増すため、調達資金のうち約1,400百万円を他の仮想通貨取引所に対して預け入れる現物買付決済資金として、約600百万円を証拠金として充当いたします。これにより、現状の1日当たりの取引量205百万円から、1日当たりの取引量2,687百万円までの取引拡大に対応することが可能となる予定です。

仮想通貨取引事業のシステム開発資金

ビットポイントジャパンでは、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引を、利用者にとって利便性が高く、かつセキュリティーが保たれた環境で実現するためのプラットフォームを運営しているほか、今後も、利用者の利便性を高めるために第三者サービスとの連携を含めたサービスメニューの拡充を進める計画です。

そこで、調達資金のうち約300百万円を、仮想通貨決済サービスのマルチ仮想通貨対応等の仮想通貨取引事業における新規サービス及び第三者サービスとのシステム連携のためのシステムに充当し、より一層のサービス強化を実現する予定です。

c) 旅行関連事業

宿泊施設の開発資金

当社は、平成28年8月10日付で、トラベル&アコモデーション事業を推進することを目的に、株式会社ジャービス(本社:東京都目黒区東山1丁目5番4号 代表取締役:安藤健志)(以下「ジャービス」といいます。)を子会社として設立しました。

ジャービスではインバウンド需要の増加に対応するために、宿泊施設の企画・開発・設計等及びソフトウエアサービスを事業として手掛けております。原則としては投資家が開発資金を拠出し、ジャービスは開発報酬及び運用報酬を課金するビジネスモデルになりますが、一部の開発物件についてはジャービスも資金拠出をし、共同開発及び共同運営を行うことで開発投資収益の増加に繋がることが期待されます。そこで、調達資金のうち約500百万円を、宿泊施設の開発資金に充当し、旅行関連事業の売上拡大を実現します。

d) その他

事務所移転に伴う資金

当社はここ数年で事業内容の多角化及び業績の拡大を実現しました。また、それに伴って取扱いサービス・商品が増加し、また従業員数も平成26年3月期末正社員数30名から平成29年3月期末正社員数90名まで増加し、今後も業容にあわせて従業員数を増やしていく計画であるため、これに伴い事務所移転が必要になってきます。

そこで、調達資金のうち約200百万円を、事務所移転のための資金に充当する予定です。

以上の施策を目的として、当社は平成29年10月3日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

「「大割当了たたの仏法」				
a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)		
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands		
	国内の主たる事務所 の責任者の氏名及び 連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン		
	代表者の役職及び氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム		
	資本金	払込資本金: 1 米ドル 純資産:約50.6百万米ドル		
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業		
	主たる出資者及びそ の出資比率	EVO Feeder Fund 100%		
b. 提出者と割当予定先と の間の関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。		

c. 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載した通り、「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、平成29年8月に当社代表取締役社長が割当予定先の代表取締役であるマイケル・ラーチ氏と直接面談し、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開、資金調達計画及び資金使途の見込みについて協議を行うと同時に、本新株予約権に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先であるEVO FUNDは、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。同ファンドはEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド (190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権のEVO FUNDに対する割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を 受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制 規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、6,000,000株です。

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- ア.当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- イ.割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わない ことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限 超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成29年8月31日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、EVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である式会社セキュリティー&リサーチ(住所:東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役:羽田 寿次)に割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、本調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、代表者:能勢 元、住所:東京都千代田区永田町1丁目11番28号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項 モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先と の間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施 しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の 権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使 期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価レンジを参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価レンジの上限と同額である5円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成29年10月2日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し9%下回る額にいたしました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を 前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーショ ンを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられると ころ、払込金額が算定結果である評価レンジの上限と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特 に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会が、平成29年10月3日付で、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も当該評価結果として表示された評価レンジの上限と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数6,000,000株(議決権数60,000個)は、平成29年9月1日現在の当社発行済株式総数50,516,600株及び議決権数504,554個を分母とする希薄化率は11.88%(議決権ベースの希薄化率は11.89%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を別記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は5,995,770株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数6,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である47価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は約191,489株(直近6ヶ月平均出来高の約3.2%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】 該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大6,000,000株(議決権60,000個)ですが、本新株予約権は、 複数回に分けて行使されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株 主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対 する所有議決権 数の割合(%)	刮ヨ後の	割当後の 総議決権数に対 する所有議決権 数の割合(%)
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700 (常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済 営業部)	22/F.,LI PO CHUN CHAMBERS,189 DES VOEUX ROAD CENTRAL,HONG KONG (東京都港区港南2丁目15番1号)	13,423,900	26.61	13,423,900	23.75
United Asia Hong Kong Group Limited (常任代理人 IR・ PRO株式会社)	ROOMS2103-04,21/F.,WING ON CENTRE,111CONNAUGHT ROAD CENTRAL,HONG KONG (東京都港区赤坂2丁目12番20号)	7,150,100	14.17	7,150,100	12.65
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証 券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都港区赤坂2丁目12番 20号)	-	-	6,000,000	10.62
株式会社 MAYA INVESTMENT	東京都港区三田 2 丁目20番 3 号	1,115,000	2.21	1,115,000	1.97
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 番10号	878,900	1.74	878,900	1.56
山下 大輔	東京都練馬区	741,900	1.47	741,900	1.31
木原 海鵬	東京都新宿区	250,000	0.50	250,000	0.44
ACAJ株式会社	東京都港区芝公園1丁目2番 9号	235,200	0.47	235,200	0.42
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	230,000	0.46	230,000	0.41
桑畑 佐登美	東京都港区	219,500	4.44	219,500	0.39
計	-	24,244,500	48.05	30,244,500	53.57

- (注) 1 . 割当前の「所有株式数」は、平成29年3月31日現在の株主名簿記載の株式数(但し、United Asia Hong Kong Group Limitedについては同社から提出された平成29年9月5日付大量保有報告書(変更報告書)記載の株式数)に基づき記載しております。また、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に係る議決権数を、平成29年3月31日時点の総議決権数(398,944個)に平成29年9月1日までの第8回新株予約権の行使(10,093,000株分)及び平成29年8月31日までの有償ストック・オプション(新株予約権)の行使(468,000株分)により増加した株式に係る議決権数(105,610個)を加えた数(以下「基準総議決権数」という。)で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
 - 2.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当前の「所有株式数」に係る議決権数(但し、割当予定先については本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である6,000,000株に係る議決権数60,000個を加算した数)を、基準総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である6,000,000株に係る議決権数60,000個を加算した数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

有価証券届出書(参照方式)

- 3.割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。
- 4.以下の通り、SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITEDから、平成29年2月6日付大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として平成29年3月31日時点における同社名義で所有する株式数の確認ができておりませんので、上記大株主及び持株比率には記載しておりません。

大量保有者 SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED

住所 9th Floor, LHT Tower, No.31 Queen's Road Central, Central, Hong Kong

所有株式数(平成29年1月16日現在) 7,680,000株 発行済株式総数(平成29年1月16日現在) 39,505,600株 発行済株式総数に対する所有株式の割合 19.44%

- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月30日に関東 財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月30日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月30日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月30日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月4日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年10月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成 29年10月3日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リミックスポイント 本店 (東京都目黒区東山1丁目5番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。